

平成25年5月30日

市町村議会議長様

全国森林環境税創設促進議員連盟
会長 板垣一徳
(新潟県村上市議会議長)

全国森林環境税創設促進議員連盟への 加入について（お願い）

日ごろ本議員連盟の活動につきましては、種々ご高配を賜り深謝申し上げます。

さて、本議員連盟では、地球温暖化対策のための森林の公益的機能の持続的な発揮や、森林・林業・山村対策を抜本的に強化するためこれら施策を担う市町村の恒久的な財源確保を図ることを目的として全国森林環境税を創設するため、活動に取り組んで参りました。

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、国においては、昨年10月に「石油石炭税の税率の特例措置」が導入されたものの、本連盟が実現を求めてきた、「森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する地方の財源確保」に関しては、自由民主党及び公明党の『平成25年度税制改正大綱』において「消費税法等改正法第7条の規定に基づき、早急に総合的な検討を行う」というにとどまり、地方の財源確保のための制度創設には至らなかったところであります。

引き続き本連盟では「全国森林環境税」創設に向けての取り組みを進めていくこととしておりますが、昨年10月に導入された「石油石炭税の税率の特例措置」に係る「森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保」の仕組みを構築することは、現制度下における地方の財源確保のための仕組みとして最も有効であると思慮するところであり、これの実現に向けて特にその取り組みを進めて行くこととしているところであります。

また、平成23年度から措置された市町村の行う森林吸収源対策等を支援するための「地球温暖化対策暫定事業費」については、地方財政計画の臨時特別枠として平成24年度に引続き、平成25年度においても予算措置されているところであり、総額100億円（都道府県分が50億円、市町村分が50億円）で、全国の

市町村には森林面積（公有及び私有の林野面積（h a）×294円）に応じて普通交付税で措置されているところであります。

このような状況を踏まえ、昨年度においては全国の市区町村議会に対して「地方財源を確保・充実する仕組みの構築を求める意見書」の採択を求める要請活動を行い、585市区町村議会から採択をいただきそれぞれ関係機関に意見書の提出をいただいたところであります。

このことから、平成25年度を制度創設の正念場と捉え、引続き全国の加盟市町村長で構成する「全国森林環境税創設促進連盟」と連携を強化しながら、改めて「地方財源を確保・充実する仕組みの構築を求める意見書」の採択を求める要請活動を行うこととして予定していますので、貴議会におかれましては、格段のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

今後は、貴議会におかれましても、何卒、本趣旨をご理解いただきまして、議員連盟へ加入いただくとともに（負担金：年額2万円）、引き続き格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

連絡先（問い合わせ先）
全国森林環境税創設促進議員連盟事務局
【新潟県村上市議会事務局内】 担当：高橋、富樫
〒958-8501 新潟県村上市三之町1番1号
TEL・FAX 0254-53-1275（直通）
E-Mail shinrin@city.murakami.lg.jp

※本議員連盟に関して詳細については、「新潟県村上市議会ホームページ」内の下記ホームページをご覧ください。

「全国森林環境税創設促進議員連盟ホームページ」

http://www.city.murakami.lg.jp/gikai/gikai_info_sinrin.jsp